

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県匝瑳市栢田字目奈 8 4 1 5 番地

氏 名 株式会社ジーアール

代表取締役 平林 則勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許 可 の 年 月 日 令和 8 年 9 月 15 日

許可の有効年月日 令和 13 年 2 月 7 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。）、(イ) 紙くず、
(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず（自動車等破碎物であるものを除く。）、
(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物であるものを
除く。）、(キ) がれき類

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。）、(イ) 紙くず、
(ウ) 繊維くず、(エ) 金属くず（自動車等破碎物であるものを除く。）

（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙 1 及び 2 のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は、午前 8 時から午後 6 時までとし、処理施設及び建屋の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続く)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理 後物 保管 施設	廃プラスチック類、紙くず、 繊維くず保管施設 (焼却系廃棄物の圧縮後物)	16 m ² 32 m ³	1	千葉県匝瑳市 栢田字目奈 8415番
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず保管施設 (焼却系廃棄物の破碎後物)	28 m ² 11 m ³	1	
	木くず保管施設 (破碎後物)	6.8 m ² 12 m ³ (コンテナ)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 (管理型系)	115 m ² 100 m ³	1	
	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 (安定型系)	115 m ² 100 m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 (残さ物)	6.8 m ² 12 m ³ (コンテナ)	5	
	廃プラスチック類、金属くず保 管施設 (有価物)	6.8 m ² 12 m ³ (コンテナ)	1	

(以下余白)

許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破碎施設 (施行令第7条第7号、 施行令第7条第8号の2) (平成28年6月16日、 第28-1-452号)	廃プラスチック類 11 t/日 (1.1 t/時×10時間) 紙くず 10 t/日 (1.0 t/時×10時間) 木くず 18 t/日 (1.8 t/時×10時間) 繊維くず 4.0 t/日 (0.40 t/時×10時間) 金属くず 38 t/日 (3.8 t/時×10時間) ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 33 t/日 (3.3 t/時×10時間) がれき類 49 t/日 (4.9 t/時×10時間) (平成28年10月14日)	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 33 t/日 (3.3 t/時×10時間) 紙くず 28 t/日 (2.8 t/時×10時間) 繊維くず 28 t/日 (2.8 t/時×10時間) 金属くず 100 t/日 (10 t/時×10時間) (平成28年10月14日)	1	千葉県匝瑳市 栢田字目奈 8415番
処理前 廃棄物 保管施設	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 160 m ² 154 m ³	1	
保管施設	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設 126 m ² 95 m ³	1	

(以下余白)

許可番号 第 01220037125 号

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年 5 月28日 新規許可

令和 8 年 9 月15日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

